拾塵眞砂滝

五

内閣文庫
和書
類 三六六九二
號
冊 七
函 二四
架 五
(五冊)

内閣文庫
番號 和 36692
冊數 7 (5)
函號 214 27

国立公文書館
National Archives of Japan

公辯見聞私記序

秋日雲林雨不雲齋窓前枯坐寥々無遣無聊偶捜敝笥中得昔日於公辯所筆録之見聞私記二巻讀之書訛闕文不為不少於是乎攬筆下柴紅不圖過半焉乍有披戸庭聲見之余碩交川井政春也政春亦不堪無聊至余茅廬慇懃酬對也暨見余之所筆録之書大喜曰於戲此書也我輩必備之秘書也吾既雖有意於此挙未暇涂毫也幸哉吾子乞有此著卒

昭和五年十月廿四日 [illegible]

業則請借我校寫以為珎余廿六日是供余臆
記耳自始無之示他人　毎事筆録不問可否也不經
識者之取裁則招大方之誚必矣雖然初心之輩於窺
官事法則之一斑不無小助也子老成人也何事此書幸
得子之論駁則望外之喜也政春彊之再四遂不
得已補綴芒官見之說命曰公靡見聞私記云爾

[illegible]

一　[illegible]の記

一　[illegible]の[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　

[illegible]人へ出らるゝ[illegible]年の[illegible]伯母の[illegible]
[illegible]の代より[illegible]
人より[illegible]
一親父[illegible]
利世[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

一日野[illegible]の孫[illegible]の孫[illegible]
[illegible]
一人より[illegible]
一[illegible]人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一年老[illegible]
一世の中の[illegible]
一[illegible]

一そうのあとを探ねてゆくうあり、すつく金子府ふまよれ制もと
不行るまや食のくるる傷らるるあり、
一我七八年の頃そう猟といのて人と猟とへきあをきを糸と
細く組せて其糸あるかきとうあをを惜せて和又の糸を
ひとりけるあるとのこまりて、ひてゆんのてやをてをめ其の
獵そをて獵、はあと猟袋まへてあるを注べてきをは猟氣
のとのあらむはやあるを仕でやらあれんすしあるあを事
まやあらんとをひしかれすう獵をを注ふ角のあるを猪の湯
けとせしかをあとくをを其の業、何るもあるべきを角をしをと
人ハ其猟くすをてりをくき業とけとをきを業をするを其の

異ハとあるのあるを注よくきあるはとかはとの糸へなかりん年数
すもれをせあをのあとのこまひいをきを
一猪廣間宮家の人をを獵をを猪林田の猟林制の猪あを
猟をを捕へらるあるとあるをを猪をを林田の百姓の
いの糸をを宗法のをの人をあれ加をを百姓のを
又をを人をあをれをを廣をるをきのふのををふりをを月のをるをを人を
あひをれをををるあのをを道をを道をを廣をを法度を行をる
獵ををあるを猟をを糸をあるをををををををを彼あををを獵
道の猟

一我又を紀のあるをあるをあひをいをを思をを

一のゝ[illegible]のゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一　家内の者のうちにて用ひ候いの事ハ為ものとなりふ者ども
そをあつ山へまいるハ仕るもなをきわめて悪かるべしつつしみ
たえずあるべ人しくしていとのみ祈まいるとなすふ者ども
を作らまき

一　二ツのりと合ハ為ものハ二ツ為ものハ一ツ用ひ家と色との二ツより所の者ハ
仕りとなるべしの二ツよりて怨を強ひしるべ所をけぬるべ人と

一　初ものハ四月廿日ニ至て酉ニ月出候のうすい二ん紀の外をてかけ祈ル
仮名のゆるてはまるべ祈りきとき小部の内ふ出ハ出ハ祝と
ものハ紀の内ハ初ものハ少なるあまりて二紀と作る所色
ものハ一つのうち廃るまりてみとうとうこかいのひき上ものハ

の対者の面紀仕候者利直のまつのひ作ハ作りまとんて山四人を
作まるあ人の法不能ハ廃ものハ廃ものハ二きまるかまるて
止けりものの対紀廃けりけの弱間つきその後ハ紀ハウニカ
ウルをそらもしるの毒毒急ハ毒しあ面を毒一山世の人を作り

一　家初きハ二ハ那田作とハ所作のまりハ世ハ家を内者の毒ハ者人
のもしまるまるもとをもしへ我をものまきハ作つまるて毒ハ
しハ人まる作作へて初ものハ作ハ作ハ作ハ作ハ作ハ作ハ作ハ作ハ
しものまんるをを作るまき

一　芋まるいハ作へしるまるハ利根乗根黄ハ金ものハ根けくしてまるハ
まるまるものしるを

一[illegible]の[illegible]人[illegible]四[illegible]に[illegible]の人[illegible]へ[illegible]の[illegible]判と
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一我八[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一我[illegible]の[illegible]
[illegible]

一京都の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一我[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仍て御ゝ[illegible]公事[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]

一元禄六年甚月廿五日祖蕃卿より御使を以為人くるさ中を
御へらるゝ口上ゝ初て文を書とゝ上ゝ初大ゝの書とゝを御ゝ
ゝ書を御使せゝめらるゝゝんゝ通山ゝよゝ元禄の書者一通ゝ上人
御ゝ法人の通ゝゝよの書ゝ御ゝゝゝ御ゝ初ゝの仙ゝ御ゝくゝ
御ゝ和もべゝからゝゝ知ゝゝゝ而ゝ人の大御大法の御ゝゝゝゝゝ
ゝゝめゝゝゝんゝゝゝ御の書ゝゝ事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ秋野ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝこゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

へしとかの元弘九年の年四月廿五日まで秋の後醍醐を[illegible]
ある氏長卿記に曰の所と今世後世に[illegible]まで秋の
後いん六年を経て元弘九年に[illegible]
[illegible]元弘九年[illegible]て功[illegible]
年[illegible]ならせのことも[illegible]
[illegible]

一元弘元年二月廿五日初[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
二月[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]
[illegible]
一　[illegible]
[illegible]
一　[illegible]
[illegible]
一　[illegible]
[illegible]
[illegible]
一　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一[illegible]時元和年のすい作りさもしたりまつて神社法令
御一再と聞て知まて叶さねてゆめ[illegible]ようて為の山の前代の所と
制せらまて[illegible]あらまみとえ[illegible]ようをさめらる世界ぬ
一もの[illegible]為る法令の所代は弱年のるをさめらるもき
一神社仏寺[illegible]ひとつ[illegible]天下の古流の所のひしとそ[illegible]二代ひるもり
のひぬ
一天地のうちに大なる数とふものてあるとこの人[illegible]うき
一神社[illegible]ものてあるとこの法令のなとあるのみとハ
[illegible]事神社[illegible]をあるくきとをかるとけりこ法ひく
[illegible]代[illegible]所法のうのそ仏[illegible]ものすん神社

[illegible]

四よりまてあるとなるとひとふりせ[illegible]の一なり
一[illegible]ものの[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]ものゝ[illegible]成成[illegible]ものの[illegible]
て帳[illegible]帳[illegible]帳[illegible]
成[illegible]成[illegible]成[illegible]
ハ法[illegible]ハ[illegible]
て成[illegible]
[illegible]
成[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一ひとりの阿代初のあがりとつとめ立つる位の強者の人々の長男九郎兵
三十二人と[illegible]世々あとの四人と[illegible]ふるのうらもとりて[illegible]
あつる位ひいきとなる十六七の中を[illegible]
[illegible]人の私のワラヤの[illegible]
[illegible]
[illegible]
又人のうちもとりて一時に位[illegible]初
のことをやうにとなる[illegible]
[illegible]
又四番の長[illegible]
あらとを[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一日カロウマ人の事ハ[illegible]

一[illegible]の事ハ[illegible]

一[illegible]の[illegible]

一二月十九日[illegible]

一元和令を領ずるもし時ハ令ハ[illegible]

めりの書法ハ自ら[illegible]

後世の人[illegible]

[illegible]

[illegible]

いつもの書ぶりや出て侍るとつかまつる事あらためて新人さま申のらむ事の
文字は申朝の儀今は武士の字をもちゐる申のらむ事ともかへ
武士を用ひとしるすべきなりやいかゞのぬらむ上戒の字のことき
事をいとけなき時より侍るのみならず人へ侍る程世の
の恢をうとくおぼしめしつるゆゑ世大学所
の秘をうけたるのよし新人さまよりしつ上戒のさまに知られ称上
とは天子の御事なりとこそ侍れ今さまに上戒のさまに知られ称上
ぬるなどいとおぼしめしとゝ侍るべきなり上の字天子の御事に用ひ
侍るを自侍とこそ武家の事を上称と称しつるなり
陣金の代よりも少へ侍るそのものをすておいしをとゝ人へしの

ゝを書きて上硯上分りとつかまつるものゝ人へ侍るものゝをつかまつて多の
いろいき
一こりこりとうちうちとのけうとうて高さ二人程ある者のかた
りさけ其さけ一杯まのつくりたる事の字をこそものひとり称
のあるハかりのあるを思ひぬるきとのまこそ称
ぶかき時まれ不ものとこそて高きを思ひこそぬまいこの長
ぬるこそがひて樹脂のまに解てかくるものの侍るべし
一こそ朝は其色ひとしふとのくこそ張せるものをもとと少べくう
一こそ朝雅剛のうつくせしものやあると侍るまてしまうて え
一曲道五十六条をとゝもりぬ

一[illegible]東北院[illegible]五編のうちより「はうゐ」は東北院
入道前[illegible]石前久人初めの頃人の[illegible]四方[illegible]一条院つ[illegible]
[illegible]方[illegible]院[illegible]碧院[illegible]信[illegible]神[illegible]は
東北院[illegible]「[illegible]」と[illegible]
[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible]
[illegible]

京の伊勢ものの人に祝四天王の事をたのみ
四天王の事をたのみ申ける例まことに
あてりあ四天王をこそ作つかはしけれ
王法の例とかやうにこそ大王とこそ
不の徴をすべきあるべきをこそ
八仮四の信仰をとりけるの嘆をてあ大若に天王の
中天朝の書にくらさらいまこそ祝朝天王の
いくさのたくさん四をこそ
中の四を作りあ「天王の四天王
四天王の四を称しまいりあ四をこそ

天和の時
天王の例をこそ
天王の仏祝の事なるに
仏きあ物をおとるを
はも天王の仏祝の
切の命をして世をいる
ろうやくべくらをこそ
礼曽我四の物語の書
かあの物語をこそ
天王の四を作りあ
仏祝四の
帝の代に

今其例をもうむるは彼国にもぬけうらを例めをきい
我国にもそなはりあるべきことなるべしと対馬守作
わさろうをもて例は彼使のまゐりをるを我朝の天使
脇ハ国と使をかはるるは我朝の天使と彼使とをくらべ共
例すべきは彼国の号貴もこれ人にもてハ彼国は
上て我国の使を活るる例のごとく彼安を掠むるは
合神をあなどらるべしと対馬守作るは彼使もまゐり
其礼の所きすぼと合神を礼拝ぶ使ハ
もかりみを例は彼使人ハ恵ハ安を
鎮するもまた逆道の国なれ其のゆゑ
ゆゑ合ゆ

ゆゑを例と彼使をくるるは対馬守作
鎮する我で其号を敬せらる我国の物
の彼使のてをうるは我国の使りこまゐる対馬守作
そして我使の鎮ずる使せ一例にあらをいうんを我国の物ぬして
彼使をい屋号せらるべきをもてるをいはひの家の人をして
其国使とかきをもてるて彼使をくるは物をまつ対するる作
りをうるをもてはなかをあらをもて事例六体とをそれ出るそれ
名体をを例彼使ををんの時をの国書をい上て宿ををのをもん
うせをうきは使ををうべらをと三使をを指をまいうをを一文を例
彼使者の無住我国にあるの者をは同一ををををうををををを使を

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

あ千と申ものゝ数多の苦労仕り「四石五斗四升大豆とるとき
四の分ゝよりしく指年を建まつを二ツ申ゝ二人きろく〳〵
なと三ツゝ二人大豆の西らむしきの数ろく〳〵そ大用分
四斗をもりのゆはしおきなまきた大ゝ角ゆりをとりしゝきる
ゝりてとくゝとあらもきゝ「又ゝ侍ゝ為ゝ三ゝ年ゝ四ゝ月ゝ
のかとゝ四の一分の人のゝ多くゝ為ゝ為ゝ為ゝ大名の役ゝ保せらゝ
例ゝ「ゝ三ゝ西の大名の中を西ゝ三ゝ西ゝ役ゝ保せ西西
の大名の中ゝ三の西ゝ三ゝ西の役ゝ為ゝ為ゝ為

国立公文書館
National Archives of Japan

の地を開くに付こと清兵衛事あの弟四郎兵衛と申
こと以て不相すなりとうきまるとまるとまるとまる
清水左衛門尉の地代の儀をもて
つゞけ以前の通りの儀
郷して別者共に成らるべきもの
「其訴をもて」こゝの地方(からざる)有あるべきもの
る也事のもとらあるよ其地をもて
「三郎兵衛」「比四郎の」
三郎兵衛事あ人と解
地中を除き残る地四郎兵衛
と云の和合「海松平左衛門尉」
清兵衛

既まるもあらんと云事の事人松平紀伊守村上の地を開
り時三郎兵衛事あの弟まして四郎兵衛の地をもつてこまてり
して左右兵衛と称して四郎兵衛ひとりそこ事の事物
事更四郎兵衛と開の時四郎兵衛の地ひとりこと
つかまつて訴訟の地をもて相違なく村上の所
とかけて「まこと」「彼四郎兵衛の地」
自分とこの事をもつて
上の所よりこまらの事よりて村上の地の事とする事の
地と川のひとりまんまとまん川の川筋事なる数中けまとまる
すなわちこと「紀伊守」中と大久保大隅守の仲

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

「[illegible]」

世[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

人ゝハ船主と伴とをしてとりすゝめ「お船の船長髪ぬき
丈夫の船ハ少すゝのごとく「城主の残を以て船主の物
り命人ゝ面百世の長男よりこれらの割るの量為
ひとるつるあるまゝ家敷と船りとあらたゞし
一月日ゝ事ゆゝ毛ゝ上ゝ場主等へ渡りしあらとゝ船
日ゝとる天毛の嘲めて家ゝとして有るる森の実のものゝ
ゝ今毛のえてあゝとの見ゝ毛でゝかひりゝ毛絶ぬ黒
物のゝきすくけゝせめ
一紀伊国船津村の船破ゝ毛ゝの所ゝ毛伴ゝ毛ゝ伴ゝ毛れ
ならめこゝハ世の船の見ゝ毛れゝ毛て藩ゝ毛の庵ゝ毛ゝ毛ゝ毛を

ゝ毛ゝとのゝ毛出合の船ゝ毛ゝ船ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
船ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
伴ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

本屋の人、其父母のこゝろあり服りもとハ人〳〵と古の服制まゝ事とす
其父母のこゝろあり喪すと「人〳〵伝ふ」如の人、父母のなくして居
こゝろの、服一年とみ〳〵まゝ服なくに、居下こゝろの元のこゝろ
服とゝ制とゝ海内同じ「宋の英宗の時と高の世宗の時と
まゝこゝろ以ゝこゝろ有て天子の服ゝ後まゝ高祖の大
臣羅ゝこゝろ也て「如本文のゝ以上〳〵と作りて」い
祖母の服こゝくゝ十三月の後まゝ行ゝ「祖通
服を人ゝこゝ面高服忘今博ゝ百官服ゝ今五月一日ゝ七家ま
て五服の諸ゝ中ゝ人ゝ服の中ゝ父母ゝ初めて伝記への服ゝ
ゝこゝ也ゝ用ゝ伝記ゝ高祖ゝ高祖の居ゝ伝

ゝとけり「我伝記ゝ記ゝ高祖ゝ今ゝ無ゝ記ゝ中ゝ七ゝ伝と
一ゝ出ゝ父母のなゝ服ゝ中ゝ朝の喪ゝ今ゝ中ゝて
二ゝ伝ゝ「伝ゝ記ゝ高ゝ伝ゝ中ゝて七ゝ中ゝ居の人ゝ父母の
なゝ服ゝ中ゝ朝の伝ゝ中ゝ「婦ゝ中の四ゝ伝ゝ
へゝり

一 伝ゝ記ゝ高都雍祖被茂王ゝ中服ゝ卯の書ゝ引きて今ゝ
ゝ中の字ゝ用ゝ伝ゝ「ゝく海ゝ中ゝ「ゝ中の
乗ゝ三ゝ中ゝ中ゝ「ゝ中ゝ睫ゝ中ゝ中ゝ「ゝ
紀ゝ多ゝ記ゝ亜ゝ喝ゝ茂ゝ泥ゝ亜ゝ中ゝ人ゝ中ゝて中ゝ百ゝ四ゝ中ゝ
つゝ婦ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ中ゝ

八幡宮ちとふるまひて天満宮廻廊より義経百余騎にてまもりとゞめ
けり

一建仁年の頃月夜に義経と俊信と出る「信濃四郎秩父の人
こゝよりまゐるとのたまふ」と妻は西の四の郎左衛門のもの女にて
ありしを妻の兄弟に河越小太郎重頼といふ者あり月夜に妻の兄
弟に聞けるものそなの仲まゐらせんとて「まのゆうざき」いはすあ
ゆぐさとゝ云所にはきまゐとりの川まで流し死せり人々ときゝて「元
ゆげてんるは我身より位ある者なれ秩父の正氏なり」と云者の侍人彼
妻の又兄りどを捕えて重頼と捜知せしに捜のかゝとの長谷寺を
けり又とゝをしてたゞ姫を後殺してあるぬのしるわらもに」けり

りの姫殺せし二人の罪は義経まきまのうちとをまあかりとのみと
ぞ一罪のうちは義ひろまに義の弟信濃四郎秩父の人
財(ともは)は樹と俊の妻にして夫を思からとを稼ま
考ひて又ゝ妻のうのたあのみとをあらとゝ夫の大後まて係
はとうをりとゝけり「義経ゆ」と俊親友婚姻とし俊親と俊
礼喪服俊の新命の俊をりて い物を引しはは言語ひりる(き
中と云せて「自ゝ年月夫の親まを妻と私恋せ一まを岩
一せ一せまうてりの私恋のとの二人前をきゝて物(モノ)まりけり)
五一せと妻と夫とゝをけ一罪をとうて物を勘案す一年言事
三月まをりてりをとり一るまのまとゝたい物の例とゝをきるまもあらと

とかくして此女罪せらるるあるべきにてあるべつ「信濃守
仰せられしは人倫世間の法也父一子を殺すこと三郎の乎仲うせし母を又
と夫と諸ら訴しき仰を問いたる資方母の妻にてそなや又の
罪をあらしもしは女の仰しよりもて伊張もなの妻を殺
ことを聞へくろう津書もなの母の恐と云ふもの殺と
ふんかさ見ハのあを仰しハ其罪死よ申ます父の夫殺
せしをさらとして仰んハ子別し申の津まハ父母と云事
のハ法とそなるハ仰を伝ハ伝を
なるて聞へのこまいしとも又へと「信濃守仰を人倫
の法をいてとなれしそなるこ法とハ天ハ法の法父子の法夫

ハ妻の法ハこれの法とそなるつきて天を父を夫を立ハ号間
しくしてこれとなるなるあるこ号一川ハなるのとなくしこれまハ
しく掠なる妻妾の制をいてこれ命しそなるの制如子許嫁して
なるよるなるとなるしてなるなるこハ父死しなるを父のしあよ
新妻こ年を改よなるして妻なる仰ハ時ハ父死しなるハ斉衰不杖朞
と服をとなるハ母こ出て嫁しなる法と父のしあ服を
なるこ絶なるなる称ひわるくさるなる妻妾の仰ましなるを仰ら叫なして
妙人こ法しなるなるこ南の法なるしなる弟嫁なる法ハ法ハ嫁を妻ハ
法ハ夫孔とあるハ法ハ法ハハこの夫ハ妻の夫也妻人不二斬若
称曰不二天也妙人不孤こそるを也とるくこうなるハハ妙人こそるを二川まそる

まゐらせたとて人の妻へうつしとのいまる侍のてゝみる侍ゝすべき
ゆゑなるをとゞめ「すべくして見せ」ゝひろまるべきあるべきと
りうんるをもつてを漢文の仮字文ツかのをつけさせのひしけること
一ツ代ゝ「ゝもゝこの代ゝ文ツかのをつけさせのひしけること
〃 仙洞ゝ所分をゝ漢文いらせらるゝきゝまゝて所分のをのとゝ
和文ゝ
一 以往ゝ書ゝ元号侍豊後守書ゝ侍をゝ
御ゝ「ゝ文脇ゝ所分をゝ」ゝ撰ゝ
一 カゝ文所庁の内法落と撰ひをゝ法ゝいゝ
書ゝ侍ゝ侍ん

一 我ゝ年ゝ侍豊後守毎ゝ「ゝ」ゝ
ゝ法ゝ法ゝ侍ゝ法ゝ法ゝ侍ゝ法ゝ法ゝ侍

故實拾要

一 冷泉院ヨリ以來天皇ノ尊号十三字多帝以來国忌山陵ヲ置
ヒ又諡ヲ止ラル是遺勅ニテ也安德天皇後醍醐天皇後村上天皇
計リヲ冷泉院ヨリ以來天皇ト云此外ハ皆院号ヲ奉申也

一 御諱

天子ノ御諱ノ字何仁ト定テ仁ノ一字ヲ用ル、事後冷泉院ノ
御諱親仁又ハ清和帝ノ御諱惟仁ヨリノ流例也又姫宮ノ御
諱ハ何子ノ子ノ字ヲ用ル事仁明帝ノ皇女正子内親王ヲ權輿ト
ス

一 天子尋常ノ御容躰ハ御元結執リ三テ紅ノ御袴計リ着

御ト云々御元結トリトハ御飾ヲ御冠下ニ結セヲフヲ云又御冠下ハ凡人ノ烏帽子下ニ髪ヲ結フカ如シ御飾ト八御髪ノ事也御冠ハ御内々ニテハ多分ハ着御ナキナリ但是ハ堅固内々ノ御事也又尋常被召御冠ハ金巾子ノ御冠也其ノ御纓ヲ撤シ被召之也金巾子トハ金紙ヲ以御冠ノ巾子包是ヲ人金巾子ノ御冠ト云

一 天子尋常ノ御服白平絹ヲ着御也夏トイヘトモ皐絹ノ御袷ヲバ着御也平絹ト八俗ニ云フ羽二重ノ事也御帷子ハ極暑ト云ヘ共着御ナキ也

一 天子尋常ノ御帯ハ組打ノ御帯也色ハ皆紫或ハ紅紫ノ打交也或ハ紅計リモアリ下緒如クニ打タル物也其幅凡一寸計リナリ但御束帯ノ時ハ御装束ノ切ヲ以テ御帯トス

一 武士等ノ始テ参内凡ヲ昇殿ヲ聴サルト云也

一 青侍ト八無位無官ノ凡人ヲ云フ

一 文段抄曰女院ハ國母ニ院号ヲ奉ラセヲフヲ云ヒ十六代二條院ノ御母ノ后梅壺ノ皇太后 諱子 落飾有テ三條院ト号ス是女院始リ太政大臣兼家公ノ女ナリ門号ノ始ハ十八代後一條院ノ御母ノ后上東門院 彰子ニ始ル ナリ関白道長公ノ女ナリ

一 凡即位ノ時皇子玉冠礼服ヲ着御ニ玉ヒテ紫震殿ニ出御有テ高御座ニ着セ玉ヒテ即位ノ規式執リ行ナハル、事也又幼帝ノ時ノ御冠ハ日形ノ天冠ヲ召玉フナリ幼帝ニアラサハ玉冠也即位執行

シハ後日本ノ神社ヘ即位ノ由ヲ告玉フヲ大嘗會ト云ヒリ往古ハ
即位ノ時ハ二社并ニハ墓ヲ陵ニ奉幣使発遣也近代ハ吉田ハ幣ホ
ノ社ヘ奉幣使アリ又即位大嘗會親式是皆摂政関白職掌也
大嘗會ト云ハ国郡ト定トテ多分ハ四月ニ被行之也国郡ハ田地ヲ何ノ
所カ宗廟ヘ奉ラントテト定アリテ神田ヲ作リ其歳ノ十月ニ勅使ヲ
下シテ其稲ヲ取是ヲ按穂ノ使ト云其稲ヲ以テ十月中ノ卯ノ日官
聴ニテ天子御チツカヱ新米ヲ宗廟ヘ供進マシマスヲ大嘗會ト云
但是ハ御一代ノ始ニ唯一度行ル事也即位七月ヨリ下ル十ハ大嘗會
并内ニアリ七月以後十六翌年ニアリ又宗廟ト伊勢ノ皇太神宮
ヒリ官ノ饌ト云ハ官會也

一親王ノ御諱ニハ仁ノ一字ヲ被用也天子ニ同シ都テ仁ノ字ハ天子親
王ノ外不用事也臣下ノ諱ニ仁ノ字ヲ用ト云ヘトモ日ヒトヽ不唱ジント
唱ヲ辟言ハ忠仁公ナト云カ如シ

一王ト云ハ王子又ハ御連枝御孫ナトノ親王宣下モナク姓ナトモ玉ハラ
サル人ノ称ス事也高見王ハ孫王鈴鹿王ハ天武
帝ノ御孫也親王ニアラズシテ王ト称スルヲ以親摸ト云也

一内親王ト云ハ皇女ノ親王宣下ヲ蒙リ玉フヲ云又親王宣下ナキハ
皇女或姫宮或女一ノ宮女三ノ宮ナト云也

一摂家ハ臣下ヌリ

一御入輿ト云ハ俗ニ云婚姻ノ儀也

一天子ノ御書ヲ御書ト号シテ只ハクト讀事也是故尊也

一神武天皇　神武天皇ヲ号シテ神武ト云

[illegible]

一つぢ　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 三條殿

弥五郎　内侍家　筆蘭劍

一 内侍家の陪人〻奉出家無道内侍所宮女殺害獲故如何と申処
七年代白川殿所望ゝ内侍家の御陪臣ゝ殺害宮女同是衣袖
故陪臣後世宮女寺院之所行内侍家又曾不与之〇四年
紀四郎惣四郎尊長之也故号悪者称天石屋中長時
殺害世院之不疑姓名の不明也

一 内侍八等侍四人の中 定一の女房を内侍と云長禄年間
より人〻代々内侍者也業俗宮仕之内侍家の書
別假名書之也俗実也之故也書之

一 所領の内 之之子へ西明寺殿之但川殿所望之之領之
又川殿所望八所領第之調之家也

一 和歌の弥八 佳吉 玉陳殿 人麿ゝ也

一 所之所八陪臣羽殿方所領也

一 三月十五日光例御帝陣儀
之之所之三條殿例御梁陪臣陪殿今之社殿
一 日光寺帝陪臣之儀也 陪臣ゝ下臣ゝ所有之御帝
他也

一 十月十日 弥五郎 新宮之之ふ
之之報之下行者中ゝ所祝の物を申ふ也多く八四月ゝ但敬

法華ハ法華経ヲ略シテ名ケタル也○加茂ノ長明ハ長明抄ニ
カシヤウハ方丈ト書テ仏教ニ帝ノ乗輿行幸ノ所ヲ云ヒ
行ヒモ出テ賀茂ノ門社ノ所ヲ禰宜ト云ヒテ方丈ノ
ケンヲ日吉ノ神官ノ人ニ考ヘ申セハトテ其日ノ法華ヲ
ヨミテ方丈ヲ方丈ト書ル也○又ハ方丈ハ方丈ノ義ト
義ノ解ガ日記ニ見ヘタリ○四日法華経ヲ一所ニ
ヨミ了ル○法華四ツヲ書テ方丈ノ四ツ角ニ置テ
ヨミ了ル○又曰方丈ハ中院中将ノ説ニ
ヨル也○又曰方丈ハ中院中将ノ説ニ
ヨル也ワザワイヲ法華ニ祈ル也

地ワリ法華ニ法ヲ立テ法華ノ神ヲ十六海ニ立テ仏所
ノ地ワリテ門脇ヲ立セ法華ノ門脇ハ仏所
ノ地ワリテ門脇ニ依テ所ヲ立ル所ヲ元用ニ立ル所ノ文字
ト同ジ也ヲ仏所ヲ加ヘ宮ヲ第宮ヲ法ノ第宮ヲ
十七年ニ立テ法華経ノ強祈ヲ十八年ニ祈ル
ハ法華経モ強ヒ祈ル也

一四月門祝

法華ハ教主釈尊ノ法華ハ仏教中ニ地ワリ法華ノ宮
ヨリ地ワリ地ヲ法華ノ宮ヲ編門祝ハ○八月ノ宮ノ門祝
曰仲秋朔日ノ祝ハ夕ノ門祝ニテ月ハ十五日ニ

小松帝直人まてはたまつる御しるしにはせなのて
も所望とはしるすをかく可為用そ代々為家也為て
の家よりとは家の子孫の子孫なる所領也為
ふ帰依なる仏なる八幡宮の寺建長寺中より行也
以上

一 そもそもの御ゑハ月もやはなのもとを為家也

一 宮殿 是御名ハ宮殿書く殿也世ゑ是宮殿(うとのどの)也
の殿とふや宮殿のようや神殿殿とふや仏事八事殿の神殿
門まて殿とはきはせるる為て神殿殿とふや仏名宮殿也
はは殿也世ゑ為るみなと殿殿物の殿のはきや

一 宥舞(ヤトノヨサ)の長 是種非遣但附属の宮人や為き物なる
き物をはるとは宥八六位之人を除て一四よりの人宮殿四
方けをさまりしるる人の世神社ゑ別神(カドヲリガミ)とてら業を寄
せる為を為るる為ゑをを為為ふ是別宮殿の長也

一 所曲目 是ゑ為為中の目高信(ヘヤズミ)のつゑを所曲目とふ
を為ハ所方ゑ

一 紫宸の院 是原氏の子孫同形也

一 淳和院 是原氏の子孫形や淳和天皇天長の寺ゑ建
一 嵯峨院 是橘氏の子孫同形也仏ゑ為院橘氏の長ハ
力傳為ゑ為也

一 [illegible] 稱[illegible]者[illegible]陪[illegible]陣[illegible]命[illegible]大[illegible]之[illegible]命[illegible]下[illegible]稱[illegible]之[illegible]
以[illegible]之[illegible]也[illegible]大[illegible]中[illegible]如[illegible]者[illegible]中[illegible]之[illegible]陣[illegible]也[illegible]

一 中[illegible]度 山陽[illegible]天[illegible]之[illegible]之[illegible] 田[illegible]之[illegible]之[illegible] 稱[illegible]之[illegible] 八[illegible]之[illegible]
[illegible]之[illegible] 陪[illegible]之[illegible] 仁[illegible]之[illegible] 陪[illegible]之[illegible] 山陽[illegible]
中[illegible]陪[illegible] 稱[illegible]之[illegible]之[illegible] 人[illegible]之[illegible]陪[illegible]之[illegible]

一 八[illegible]之[illegible] [illegible]之[illegible]之[illegible] 滿[illegible]之[illegible] [illegible]之[illegible] 忠仁[illegible]之[illegible] 伸[illegible]之
陪[illegible]之[illegible] 南[illegible]氏 [illegible]陪[illegible] 所[illegible]之[illegible] 小[illegible]之[illegible]之[illegible] 陪[illegible]之[illegible]
陪[illegible]陪[illegible] 聖[illegible]之[illegible]仲[illegible]聖[illegible]之[illegible]

一 [illegible]之[illegible]之[illegible]之[illegible] 豊[illegible]稱[illegible]之[illegible]之[illegible]人[illegible]為[illegible]氏[illegible]之[illegible] 仍[illegible]別[illegible]
[illegible]下[illegible]也[illegible]之[illegible]陪[illegible]之[illegible]之[illegible]陪[illegible]之[illegible]為[illegible]之[illegible] [illegible]下の例

如[illegible]於[illegible]

一 [illegible]氏[illegible]之[illegible] 為[illegible]之[illegible]陪[illegible]和[illegible]為[illegible]陪[illegible]別[illegible]之[illegible]人[illegible]為[illegible]之[illegible]而[illegible]例
為[illegible]和[illegible]之[illegible]有[illegible]為[illegible]之[illegible]之[illegible]人[illegible]仍[illegible]被[illegible]下[illegible]之[illegible]下[illegible]字

一 將[illegible]之[illegible]院[illegible]別[illegible]為[illegible] [illegible]氏[illegible]之[illegible]為[illegible]第[illegible]一[illegible]之[illegible]人[illegible]御[illegible]之[illegible]為[illegible]的[illegible]之[illegible]し[illegible]時[illegible]多
為[illegible]將[illegible]之[illegible]陪[illegible]和[illegible]院[illegible]任[illegible]之[illegible]之[illegible]日[illegible]以[illegible]陪[illegible]和[illegible]院[illegible]與[illegible]等[illegible]次[illegible]人[illegible]為[illegible]將
之[illegible]院[illegible]之[illegible]行[illegible]事[illegible]し[illegible]之[illegible]例[illegible]也[illegible]仍[illegible]為[illegible]院[illegible]別[illegible]為[illegible]之[illegible]中[illegible]院[illegible]之[illegible]之[illegible]之[illegible]時
[illegible]之[illegible]行[illegible]事[illegible]し[illegible]也[illegible]有[illegible]為[illegible]別[illegible]院[illegible]都[illegible]定[illegible]之[illegible]故[illegible]久[illegible]和[illegible]元[illegible]之[illegible]代[illegible]保
氏[illegible]の[illegible]長[illegible]たり[illegible]ける[illegible]ゆ[illegible]述[illegible]之[illegible]年[illegible]二[illegible]月[illegible]廉[illegible]院[illegible]保[illegible]成[illegible]為[illegible]之[illegible]將[illegible]之
陪[illegible]和[illegible]為[illegible]院[illegible]別[illegible]為[illegible]補[illegible]任[illegible]し[illegible]ま[illegible]り[illegible]以[illegible]年[illegible]保[illegible]氏[illegible]し[illegible]長[illegible]之[illegible]行[illegible]事[illegible]部[illegible]
[illegible]之[illegible]年[illegible]也[illegible]

一 源氏別當 同上

一 姓氏 姓ハ自然ト称シテ世ニ広ク用ユ更ニ又氏ヲ定メ
ハ源平藤橘ヲモ氏ハ多種ニシテ上流分ルヽ所ノ号
称ヲ以テ氏トスルヲ云フ例ヲハ信本細川松浦ヲモ源平ノ氏姓ハ
皇孫也藤原氏ハ大織冠鎌足ノ後也橘氏ハ橘佐夫ヲ
苗裔也 以先ニハ自王子稱尊ヲ称ス故也

一 苗字 苗字トハ上古ノ俗ノ例ニ初氏族ノ名ヲ称
仲麿ナト云ヒ或ハ官職ヲ以テ称ス故也ト云フ
人ヲモ又ハ又諱ハ居住ノ所有ニ依ル故也
居住ノ所ヲ称スル也 居所ヲ称ス故ニ俗ヲ称号
ス也

一 位ニハ従位官位ニ至ル官ニ至リテ朝ノ事ヲ奏聞スル事ヲ奏聞
直ニ丹階ヲ上ヲ昇殿ヲ許ス故ニ殿上人ト云フ四位五位ヲ殿上人也
ト云フ

一 任官 官任官トハ大臣ヲ任ズルヲ云フ任官ノ故ハ用ノ世外
朝廷ニ官職ヲ以テ班列ヲ設ケラレ官職ハ懈怠ヲ懈怠ヲ
人ヲモ云ハ従職ヲ云フ故ニ官ヲ任ズルヲ云フ故ニ自然朝ヨ
リ官ヲ人ニ授ケ官職ヲ授ケ官ヲ任ズ故ニ官職ハ別職ニ也

一 勅任 勅任ハ大臣以上ノ任官ノ事也或ハ内大臣ヲ云フ大臣ヲ勅
任ト云フ大臣ヲ勅任ト云フ故ニ自然ト官ヲ任ズ勅任ト云フ
也 外ハ大臣以上ノ任官ヲ用ル也

一 世を隠す事 九条卿の息に事欠の時こゝに侍也 此よまえ俗人
自称して云事の数多の如也 大臣といふ位の通称也
一 弁卿 月卿雲客
大納言 中納言 参議 殿上人 とゝ卿とゝ称して三位以上を
なを侍 参議殿 殿上人の如也 月卿雲客 三位以上の
也
一 雲客 四位五位の殿上人を雲客と云 又四位五位を侍臣と云
一 殿上 上達部 殿上人 上達部 殿上人の可能人をも
殿上と称 上達部 三位以上を
一 大夫 摂政関白家臣 家司 侍臣 諸寺

如意輪寺 観音寺 勝尾寺 如意輪寺 観音寺 勝尾寺 如意輪寺 観音寺
番六十番の観音 又 金鶏寺 番号 番号也
一 ものゝ心 ものゝ井 ものゝ海 ものゝ重 ものゝ水 ものゝ
の字 ものゝ 古の 或 国の 水 ものゝ 水 ものゝ 水 ものゝ
称 称 称 称 称 称 称 称 称 称 称 称
し 或 正月 門 月 月 月 月 月 月 月 月
の 八 南 月 〇 水 月 月 月 月 月 月
四 大 中 参 皇 月 月 月 月 月 月 月 月
二条明姫 孟津 氏 歓 姫 兄 朝 我 名 系 絶 桜 号 本

之德光彩儀表ノ文舟檝之要能正名脩州之積切
積轉之志業拙報國之勤行第一恪一兵役猶難據
去作保可全家妻子之苦拙一家恐怖等然天之神
指教給之恩恐怖後之

月日

敬白申請報

一朝鮮国佳朋万年之疆之嘉偉恐無別無尽後語
之間拙愛事幸高ノ拙一生遇死ノ名誉ノ朝後後
恐ノ後之

月日

之恐上

陽去慶等四形不可逃之所朝鮮之恐無申仕恐怖之事
報書年信　後言人全愛好ノ一所不為自拙愛可被
無下ノ・朝無申恐怖後之

月日

本国命　拙異ノ世ノ福　全疆万人之嘉偉恐無ノ一次
万世歌舞ノ和信年礼ノ条役之兵收万名保可条件之
ノ無之通恐怖後之

通之

一赤穂復讐之事之記録せし書大概左之如

赤穂記　赤穂義士傳

義士記　中朝忠臣記

赤穂義士記　大石内蔵

赤穂明細傳（前条伊予守家臣述）　播磨赤穂系

介石記　六巻　内侍和　圓喜著　四巻

一内侍和之著世に多し八名与一字光風別号二子風哉江
戸人此ハ完戸と云　隱士也内侍和自序に元禄十六年

[illegible]師道人[illegible]元[illegible]士[illegible]長[illegible]川張能書と
[illegible]
[illegible]
一元禄[illegible]三月[illegible]
勅使柳[illegible]大納言資廣(スケヒロ)卿[illegible]野中納言保春(ヤスハル)卿[illegible]院使
[illegible]
[illegible]野内匠[illegible]使[illegible]
[illegible]
例年傳奏の所用[illegible]
一内匠[illegible]

義を知らぬ[illegible]
[illegible]内匠[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]内匠[illegible]上野[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

如斯方々ヶ所ヶ所ヶ所

[illegible]

一 [illegible]

一 上野[illegible]

[illegible]

一 上野[illegible]

[illegible]

一 上野[illegible]

[illegible]

[illegible]

一和英丹後守高名せ一書院妻女俗てい服すべ一の儀
すべ一と云へるを見れ方へ申一書ゆゑいこの月九ゝより上杉家
へ用紙書後仕よ討死申すかゝしゝ上杉家老人と新田
毛へ取ゝたゆゑ俗言の通ゝて用の移ゝ申れ儀仕る
筋申して帰ゝて後ゝ三月ゝ上杉家の方へ通ゝ仕ゝ
ゝ云ゝて来りけゝ申ゝ云ゝ上杉の滅ゝ申ゝ云
一三月十四ゝ退出後老中ゝ名ゝ書ゝ通ゝ申ゝ服ゝ下ゝ
ゝ作ゝ出ゝ申ゝ丹後守作せ一ゝ進ゝ出て帰後ゝ申
ゝ申ゝ光ゝ書ゝ御ゝ指ゝ申ゝ通ゝ申ゝ云ゝ
ゝ申ゝ同ゝ元ゝ申ゝ十ゝ上ゝ申ゝ事ゝ申ゝ丹後守ゝ申ゝ

ゝ通ゝ上ゝ申ゝて今晩通ゝ申ゝ服ゝ下ゝ作ゝ出ゝて
ゝ月ゝ十ゝ日ゝ丹ゝ後ゝ守ゝ名ゝ書ゝ通ゝ申ゝ服ゝ下ゝ作ゝ出ゝ
多ゝ御ゝ人ゝ申ゝ方ゝ人ゝ通ゝ申ゝ御ゝ人ゝ少ゝ人ゝ申ゝ御ゝ人ゝ
ゝ名ゝ書ゝ一ゝ通ゝ一ゝ通ゝ一ゝ所ゝ通ゝ今ゝ通ゝ
ゝ申ゝ長ゝ紙ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ
一ゝ名ゝ氏ゝ名ゝ書ゝ長ゝ紙ゝの中ゝ言ゝ通ゝ申ゝ存ゝ通ゝ申ゝ服ゝの
ゝ事ゝ上ゝ申ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ
検ゝ使ゝの人ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ
用ゝ作ゝ上ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ
表ゝの方ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ通ゝ

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

一 五位殿御内方へ御けしいを四の位様ゟ御人数を撰出
[illegible]
村松平三郎又ゟ五人（高一と二ツまて）
ゟ御へ参りけるとも
一 [illegible]
もし孫女乳母の懐まで宿ることを
[illegible]
於[illegible]可記也
一 大石位様ゟ[illegible]
[illegible]人数御[illegible]

人数平内人、[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一

一大石内膳殿の御屋敷を流し申候て御本丸迄石垣崩れ申候
一同千次郎同新六郎ハ文武ハ不及申上野介殿知行
ゟ申出四百石程有之候新知の儀を願上申候ハ種子島
新十郎小中村清右衛門高橋内匠と申者ハ御家
今度大島へ御流罪ゟ御赦免被仰付候
清人ゟ出ル乃ち天草ゟ御使の者ハ四人と申
ゟ御乃之助より使の者中と加ル城陽と書ハ書と改
訓ゟ御ふ形ゟ御家ゟ御ハ御ハ御ハ御ハ
大ゟ島ハ小三郎殿ゟ御ゟ御ゟ
一ゟ高氏ハ御の家臣ゟ返ゟ御ゟ御ゟ御ゟ

一大石良雅妻ハ京極甲斐守殿ゟ任官ゟ
ゟ御ゟ御ゟ良雅ゟ敵討の不離別を良雅の子ゟ代代ゟ
雅ゟ御ゟ御ゟ不孫の子ゟ敵討
一大石内蔵助ハ元禄十四年ニ浅野内匠頭ゟ
御ゟ御ゟ御ゟ御ゟ御ゟ
千九百ゟ十七ヶ月の中ニ江戸ゟ京ゟ往来ゟ
一四月廿五日ハ内匠頭ゟ同断ゟ長矩
ゟ御ゟ内匠頭ゟ切腹ゟ長矩
ゟ
一大石良雅七歳の時ゟ父ゟ敵討の不深品流ハ

[illegible]

一 上野から高崎へ出る道筋は[illegible]

[illegible]

一 上野から[illegible]へ出る道は[illegible]

[illegible]

一 十三里十三丁 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]川[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

古之例也事

[illegible]

[illegible]

阿解金羅比加多孔古登坡

論語

呂吾五

麼那尾織四加義金比頭非登金不阿多留

[illegible]

我久爾多伊ニ地

[illegible]

漢文句程要図文ハ老子ノ出地

老子十七条ハ孔子ノ師ニ多有ル事風俗

老子ハ尊號シ事

唐高宗　乾封元年ニ月　始テ太上玄元皇帝號

唐玄宗　天宝二年二月　遂ニ大聖祖號

同帝　〃八年六月　加太道玄元皇帝號

同帝　天宝十三年六月　加大聖祖玄上大道金闕玄元天皇大帝號

宋真帝　祥符元年八月　加太上老君混元上德皇帝號

孔子ハ尊號シ事

魯哀公誄孔子　為尼父

漢高祖帝尊孔子　為褒成宣公

漢平帝尊孔子　為褒尊公

漢文帝追孔子　為先師尼父

唐太宗升孔子　為先聖

〃　玄宗追孔子　為太師

〃　玄宗諡孔子　為文宣王

宋太宗尊孔子　為玄聖文宣

後漢　為至聖

元成帝封孔子　為大成至聖文宣王

朝鮮ニ四字ヲ以テ事ヲ

아시게 쓰외
자수 广 게소
니나 니 수 타ㅈ ㅁ
목 시 마 메오
사리 루 게ㄹ ㅁ

가미 키 수ㅋ ㅇ
다지 즈 무테 ㅌ
화 히 사ㅎ 히ㅅ ㅎ

라 후 유 에ㅍ 요
와 이 게 쓰 에 오

ㅁ 에 게 ㅁ 수 ㅁ 수 ㅁ 수

一酒は腰の兵粮をとりこしまるくらをさぐらう盃は指
ものとあるべし
いかさうるひいくとて村しくる
まこれは酒をあつてびけ盃の指なもこと
くらむもつくらう当の一百とあと
孤さくあこんとるもの初ろ指
一菓子はそもものあるは何とあるつはあるとまもあるべ
菓子をあこきませてゆらもは
一鉢は行灯まて十年こう如ぬ世べ
蝋燭は　うとしみ石の長さ切

有べしあるべしかうあるべく　ちうあるべ　京もに世下の神なるは
家る祝家の祝祭もなし　はるべくとそらまりて百年
四もる少まあらは後の世幅ともまもこ風俗につ言ア
の人とあるべ
元文元年
右詞書は橋田井波寺也有といへ名所の高光仏文也
生利文庫こ事
上列見利学校永和二年中世尾為泥四を呼建也
後安房守憲実見利　ゆ方御名字因為地附学所

納経書後伝図道大乱絶学之道后世武列金沢御文庫
再行而目録之為学校自西四国之徒集管領
原成氏時也

金沢文庫之事

金沢文庫　少弟神後宗像時氏文庫　和漢
納経書籍書押墨印仏書押朱印印文書塔字
文沢文庫印字沢上校書房字宝冥寂事時再
興後為頼秀

○目録書

書籍目録三冊　全六冊　古段分加入　金沢冊文照軒作

全三冊　和板目録一冊　和板書籍考一冊　草稿字三冊

釋書考　碧子之作一冊　印刷書籍考　諸経目録一冊中村富平作

○仏書目録

概籍典覧　天教目録　釋教目録二　所信目録一法述

○儒教目録

四史経籍志十二冊　史志対輯　二面河　又数書目録

儒教目録　五史目録　釋書考一冊

類書考一冊

○武用之書

武用　自元亨元年春時六人　信玄武用　二冊　京武用　二冊
京丁物此之紀二十之条　康武武用　太閤武用　新武用
之第紀
天和武用　二冊　武用物　二冊

○十物語

物語物語　うつぼ物語　大鏡　世継物語　續世継物語
心世継物語　ものがたり　栄花物語　世物語

○後撰集

後撰集　後撰集元亨元年　後撰集元亨元年　後撰集元亨元年

一慶長年間の事哭者語云門徒(キド)榜(ボウ)僧　元弾正師曰
先童非所為乎道之信哉

一或問曰婦人之死其胞衣有邪故矣理当有之吾曰
善惡之人仲子之文有善惡之人善者福慶
亦有文於子有故於胞衣故此所謂歟

一信長公之惜毛士惜名又云人一代名未代家惟此等之信
如何若人唯知有名家有家唯知有名故外無
立功内必有忠孝之徳之昔知有義則其為真所当為更
所我子孫之所知其名也名亦程利益更為名立功則

縱令功蓋天下喜心刻市人專君子所以後也

一晉士匄帥師侵齊道而失齊侯奔魯辛巳至于秋晉之原氏
曲攻一谷之時辟清霧之名曰觀之範軌義德亦非寇
世之所將也

一漢西附氏司雞廷云弱取小為煙豆且縱之此為行於東
例見四仲出而卜卦而卜出卦云如人來少利

一留曰假於鬼神時日卜筮以為常教

一米價高之事何言事稱乎貫米多所出又
為伯軍鋼出黃金百五得米一石三百餘石

一富有之曰富富曰吉富曰世富

一魯季氏以宮人賜王駿之教之為事君之如事父能者
之聞授民教有命乎非言犯以免之

一陳四氏宮伸為甫曰為犯可辟月事之始乎為甫曰為客甫
雅云月客婢也也從文曰侵陳見婢言為侍侍祠故
以丹的注而得月事也

一世俗俗者四祈之和教曰俗乃四方之和乃弭乃兵未天民
我古者彼成孔世乎敢布土天蓋是教和而遠之陛圓庸
人之非曰所可出也為祈俗宜也

一大獻院教使改記之列對列為始之列對列於俗事者
子也婦也紀自嫁之人今下俗事者改容以敬時之可得教

其上之子孫也

一紹中書細川之中興利尺之子孫也自其尺之六世則左近將
監同名曰中興利子也子孫也世世數六世孫也則左近將監
漢字

一京武及諸列每月晦日巫來之宮亀甚紅能鄙猥而不可稱道
招祀祀日大文祀之祀士立三祀庶人立二祀亀其可不多哉

一貧有益於我大也生者侍之言也生者侍之言也亦亦也喜梁
之味之深味脩為健而云後之也健之孫知健也以孫祝之恵
知之他怒也祝之恵死決怒之侍之也故以得助也

一漢賈彪為新息之長立俗生之多怒者多之嚴刑之事
因殺人之罪自是而後數年之間生者無幾

一三代實錄云淳和天皇仁和海和勅收拾京之弃兒
孤乳每多所養育制料戶口之二以充其費哉乎仁哉

一内裏某以熟病死者談(結句ナリ)他妻見夢曰蛭也之侍殺(シヒテ)之命也貴後後純
紅波可恨也

一大抵信濃人死而後二日而斂之奇怪也二日而斂者以後
喜生之而而生而生之奇怪祝詞之言而斂者以後
斂者之而斂者之後之理宜稱謂唯不三日穢之之死之
魂者邦為事之日為二七日初別所之邦為能之事所日而穢
息強列松山降軍士人之子孫死事之事平極之人事侍之之恩

殺刑死者之髮骨稚列有微煙因僧侶之心懷抱一炬焚燒而
乃廿穢

一有高野隱僧石文弘中九月而魂或同夏之逢之事石文曰
出湘山之名風景奇而他之所不足因思之獨著密嚴山足湖
奇大悅心目自卿後之教之徒教之宜之遂所見如此
一天慶中京師之西有異形而魂乃陰云曰吾是地獄在人於
一陝州之中嘉歌山崇沼在所上乃言祝之大日如之合別
主殺之之惡鬼苦惱之惡鬼苦惱以惡之心侵佛寺之僧侶其罪敗
皆被免之沙汰而奏於國之及宇補道二方之寺都僧侶被
苦厄云之霧惟夢隱之就春秋書典記又而他所之僧侶之或
誠不得多紙文之為行人曰五寺之為四方之地獄
陝州之中行人奇升天日之記可得入地獄皆法僧侶
一佛法之惡僧侶之石劍法僧侶免道所之僧侶
寺皆情此寺的寺道湘山寺名原曰僧寺建之寺皆此而
如奏見紙陝之所為也佛法之石文之事
一池之入道祖節曰僧侶之為所此身行滅神而別教而別
經夢之所施之經列以夢可識之自之僧侶於又
而身之五之惡之僧侶死後能之軀殺而神魂於之痛
苦無知我金曰因典之中知之痛苦列無我之於身者可痛
之陽神魂以舍所以能知也死苦之不可痛陽之理

列之事也

一復中華之時復吾仲尼之道及陽虎別尼之道唆仲尼之
之法刺領中而人之殺之事然而後陽虎別尼之歌貴刺
領中者矣是誠曰彼天功能成我載其名豈得乎辛
斬領中越王弑吳夫寿語僕斬種王公天下古今所快也
一全利仏和尚曰深居孔而艾金毗喜耳ゟ高月赤熱凝為沙
石或如粒或如米粟粗光潤者也其所以之是也別韓
子佛骨表之矣而佛師稱云我身全利成定瑩之所
薫也宜乎孔老氏之也或問經曰輪王乳而行全利輪王
者是說世教孔老亦說世教仏是全利者發揚王而无發孔

老乎對曰輪王之教佛而孔老之教俗矣全利之之老
教化之佛後乎金乃佛之之而是誠曰老氏姓金也宜稱我
等之御弟之而欲貴於仏者也不而仏不勉而中
為為之發於為之律其心之為的境止水功年別思功德則心
追動而定之靜而定之真智天地之道古今之實之一真之偽
一息之頃之動心移之仏而我若之假彼我之慧或強或
戒定慧之之訓凡非全人之德也是福也仏為者乎後分涅
槃經之教示曰佛之中福德之最勝而尼之中之
佛者也弘明集以我笑第三之隙所天下者也夫竟
第三之之化深論中國論及宣貫貫天之所要佛地之所

[illegible]

以矣[illegible]我日以予[illegible]則[illegible]孔子[illegible]

位[illegible]也[illegible]輪[illegible]

一　正成ノ子帶刀左衛門尉正行忠節父ニ劣ラス後村上院正平二年
河州四條畷ニ於テ戦死セリ文化四年京攝ノ過義氣ノ者其
德ヲ感シカヲ合テ大碑ヲ立公ノ行狀ヲ旌ス其文ニ曰
正四位下檢非違使兼河内守楠公碑　平安源之熙撰
公諱正行稱帶刀左衛門尉世居河内金剛山西舍傍多楠樹因
以為族其先出於左大臣橘諸兄父贈正三位左近衛中將諱正
成有三子公其長也叙正四位下為檢非違使兼河内守弟曰正時

是儀延元年足利尊氏西奔群雄蟻附其勢再熾將東犯
關新田義貞拒之兵庫帝使中將援之中將奏曰賊收九州醜虜
其勢必猖獗我兵疲苶衆寡難敵宜速召義貞護車駕以幸
叡山縱賊入京師臣還河内募畿縣兵以絶賊糧道前後夾
擊之一舉可殲矣臣願陛下熟計之帝帯從中將知事高為
率五百騎至櫻井驛以所賜宝刀授公遺言遣還河内時公年
甫十已而王師敗績中將力戰没于湊川尊氏遂入京師紿帝
幽于花山故宮十二月帝潛行幸賀名生公及從弟正朝等與
方勤王師警衛至吉野行宮四年八月十六日天皇崩公以二千餘騎
宿衛十月皇子即位是為後村上天皇正平二年公年二十二以五百
騎掠畧于住吉天王寺民舍以挑北軍九月尊氏遣細川顕氏率千
兵三千入冦顕氏聞公將伐矢尾城距金剛山七里而舍以欲襲
其虚公探聽之率兵七百陽為向矢尾所在放火潛還埋伏于饗
田林顕氏望矢尾烟以為公果在彼径馳赴金剛山北過饗田伏發
顕氏軍大敗退保天王寺十月山名時氏率兵六千屯于住吉以援
顕氏公以為乘其部署未定

始登之甲山宴遊記

自余為小吏居黄薇州俗務雜遝不遑寧處而風雅之懷未暇暇輙峯山卒入羽卒微一峰一嶽每到則披草而坐抱膝而眺望暢然吟嘯頗散鬱愁之懷自以為是州山泉有異態者皆吾好賞具也今歲九月廿三日適坐江原官舍望甲山始指異之乃与二三同志命僮僕推乃

行厨提瓢酒出郭過雄神川添田畔稍近山
下更有溪流隔斷紅壁既渡而登顧左右
則密松蔽日脩竹干雲巖古苔暈如荻蒐蹲
地漸到山半有一古社焉

あつさのもんくとく
一葛粉　一木香　一薯蕷
みぎこの味噌合時だてくどもすちの
かぜをひきあせとくとく
一切こんやうが　一切ぞう　いちんかこれ　そうめん
みぎせんぐもちゐきいのせさうをいづる
ほんこんのうちくわぬすの
一かほとらあぐりうと　一くわいとくわべらも

一こんやとくとおべらるべし　一にしとくとおべらるべ
一そうほんとくとおべらるべ　一ようて上らるべきなり
一きそうのそうほんそうるあり
一けいしゃもきさかきいこそあり
一こうみちあり
一はらくそうのしこそあり
○ちうばきんとみくつのわりゑ　郡ども　ただし
あとをせ　ゞもちるべし

豊後国四役人名

少郡奉行　石河左仕
郡奉行　筒井紀伊
郡奉行兼役　佐藤源蔵
目付　竹内平助
〃　戸川中務
〃　井上左文
〃　田村
郡奉行　竹内
〃　多田芳太郎

[illegible]

大佛伊豆殿

四位同[illegible]人

[illegible]力六人

[illegible]人

四位同[illegible]人

人足三百五拾五人、

[illegible]三拾五人

御用書物長持[illegible]

右之[illegible]川筋ゟ東海道通り御[illegible]

御賀之後鎌倉迄[illegible]

[illegible]ゟ東海道通り列

[illegible]ゟ東海道之内[illegible]

[illegible]ゟ[illegible]山道通り御賀[illegible]

[illegible]ゟ[illegible]村ゟ

[illegible]ゟ[illegible]村ゟ[illegible]山道通

[illegible]ゟ[illegible]村ゟ[illegible]

[illegible]

但人用[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

支那船来港

彭加坡(シンカポレ)ニ在ル英国第九年第七月二十九日

英人海船来港格保私の傳聞水曜十箇来上海日記第七月十六日

港日記同月十九日ニ二帖

頃日北河有事重大最可恐嘆

曩英佛軍艦送使于北京

今懐定約立撰言人尚居留此事中人急迫切要軍器五百巨大筒

立匠西國士民ニ長ス得全知ニ或輕蔑不為意

佛英軍艦臨北河口何号列立強大鉄鋼配植巨大杭柵製作

極堅最強杭柵者三段以絶其路

十七日上陸令儀二十日示紙二十八日夜略將破一柵乗ニ金中心通

加農船砲効僅半日巨材乗遂後中人発二砲声明示戒性〇第

一毎年の四月七日ニ行ハル所ノ祭礼(サウノマツリ)ニ当ル日ハ

祭者(レウシヤ)京平(ピンヤ)ニ馬入門(ヒ)延門延元ニ当ル

二十五日ニ自上月百四月七日ニ二寄半分(ワカチ)銅(カネ)ニ

宇宙(ウチウ)解ニ付ク海物ニ付第節ニ元ハ

自然中天ニ百能地ニ自ル光日ニ泊ル所ニ中ニ乗車ニ

不通ニ付ク白質ニ付ク

ど紙ニ衣服ニ付ク白黄物ニ付ク

白地ニ天ニ波地ニ上ル日ニ紀明ル

人皇百九代

一 慶長十九年二月 [illegible]

[illegible]

一 元和元年十月大坂方より攻寄一本村長門守 井伊

掃部頭と頼て討死と世評の所 [illegible]

り後藤又兵衛 [illegible] 次に [illegible]

戦い後藤 [illegible] 討死と [illegible]

城攻 [illegible] 薄義の [illegible]

[illegible] 天王寺 [illegible]

大坂乃天王寺 [illegible] 親 [illegible]

忠明 [illegible]

一元和二年ハリマ七ヶ大門不修屋敷ハ為ニ修理ニ
日光門ノ番所ヲ殺害シ逐ヲ彼ノ番人ヲ殺シ
給道和尚大居士ヲ奉ル　十月十日野田日光ヨリ大
門不の廟社門建立ヲ始ル天海僧正ヲ召シテ尾張
の後ヲ和ヲ始ル野分西紙屋重和ヲ召シ荒木ヲ
ヲ日ニ三年ニ月ヲ和ヲ始ル
一日ニ三年ニ月ヲ和ヲ始ル　大門西ヲ　先ヲ大移況の和ヲ始ル
一ヲ大移況ヲ三ヲ修ヲ行ヲ大移況日の門ヲ
殺ヲ野ノ日ヲ上ヲ後ノ先ヲ大移況日の門ヲ
殺ヲ野ノ日ヲ上ヲ後ノ先ヲ天海僧正ヲ奉ル　ヲ和ヲ
殺ヲ野ノ日ヲ上ヲ後ノ先ヲ天海僧正ヲ奉ル　ヲ和ヲ

頼朝三世ヲ害
ヲ範頼ヲ和ヲ経ヲ忌ミ害シ　頼ヲ和ヲ家ヲ実朝ヲ殺サレ
実朝ハ姉ノ子ヲ殺ヲ　頼ヲ和ヲ殺サレ　ヲ三世ヲ害シテ
ヲ滅ヒヲ
泰時ヲ警戒ヲ二節ヲ
後ヲ和　ヲ門ヲ　順徳　九條廃ヲ帝
ヲ條
泰時ヲ和ヲ　ヲ門ヲ八九名ノ人ヲ
時氏ヲ時宗ヲ後ヲ奉ヲ一代ノ賢人ヲ
ヲ門ヲ入ヲ人ヲ師ヲ者ヲ　ヲ孫ヲ孫ヲ一門ヲ滅ヲ

知らざる事にて法師にて四人を殺すの極罪なり故に事
後の時に将軍より長の後は小僧なりと減さんと法師なり
子細なく事なへ通の法師なり

同族お墓とゝのへのこと

各誠御所方光明寺殿元亨丙午年四月時頼を初め諸人
事死りもて十月御所へ配流せらる 教経将軍上洛の乱より
光時の子修理亮時幸も一味して四月入道して十月死亡
ことゝ

文永三年丙寅七月宗尊親王上洛の乱より各誠中務大輔
教時を指盟(キン)付一味法師なり

同九年二月或知恩時輔時頼時宗兄
企て山陰羅まで害せらる 此時教時父時一味して法師なり」
法師時国小弘安七年六波羅にて逆心して誅せらる
師時宗の八男なり時頼の孫にて弘安二年五人衆と事て
而和と光盛兵を指盟時村熙付て薫せると出て宗
方後付の時にて時村を害と宗宣(ブン)より自殺とゝのう
と法師と

外族お墓とゝのへのこと

安元元年丁未家法元年 立て南三浦光極寺泰村純也
光村以下三浦一族薫法師と出 教経上洛の後 生三昌寺盛

成長卿を召捕て滅亡ありき

仁安八年十一月日ハ祝田坊が陸奥国に流罪の景

赤松蓮心法師の長男孫父子の俗せらる

景盛の孫義景のごと

永仁元年ハ内宣頼長卿平左衛門尉被入道果

圓寂ゆ後沼判官と共ゆ俗せらる

自殺の時ゆ云る例法

ゆ流の三流と分て十余年奥代の帝位ゆ分て

家と成ると雖自殺ゆ云ゆ新院ゆ云ゆ崇徳院ゆ云て

王孫皮実の位を軽くせんと謀て五年中二回の帝となりて

信長ゆ云ゆの姫

信盛時代の悪人ゆ孫并会べきの理なり

時政上洛して平家の幼児共を捜り出してことく屠害を

天道の豊敬先也かゆき理なり宋斎の孫嘉代と侍

ゆて斬首せらるゆ因縁し

宋斎不待易代遣斬首

南山史を隠て劉裕萧道成ゆ欲宇文泰第代の

孫と斬首して第代の時又吾孫と斬首せらるゆ

信盛四男ゆ二十三史劉記ゆ俗悉せり

平家一門并人下

為海の役ゆ沈没せるゆ

[illegible]少彦滅亡の事

[illegible]の迂畫の事

[illegible]滅亡の事

右りつまて極乱天下の事畫し

[illegible]盗一線の血脈

[illegible]の[illegible]の[illegible]（[illegible]）[illegible]

[illegible]長[illegible]盗[illegible]の子[illegible]時の[illegible]

内[illegible]と稱して[illegible]の後を[illegible]盗四の[illegible]

親[illegible]の[illegible]して信[illegible]を[illegible]

して天下の[illegible]を乗る天道の明[illegible]

滅亡せし一[illegible]の時より[illegible]最優なるハ

皐陶なり其[illegible]と[illegible]多し[illegible]九[illegible]子靜峰ハ

[illegible]不在文[illegible]在[illegible]皐[illegible]在皐陶殷周[illegible]

[illegible]刑の[illegible]如[illegible]英布ハ

皐陶の後[illegible]皐陶の[illegible]刑[illegible]

黥刑を免[illegible]初[illegible]の名[illegible]

少[illegible]の[illegible]免[illegible]

刑四討

刑ハ天下[illegible]の大[illegible]

刑を軽くし刑を省きて風俗を淳朴にして刑を
措き人性すなほなるを以て本とす本人の伝なり
其歴史の多きこの法度の卓越なる事を論ずべし
よ吉け〜御ものべし

桓武の失德

即文石壁光仁天皇田原皇子施基皇子の御子にして天武流を相承け即位の威勢より
重祚の御を徳て天武流と相承け即位の威勢より
畏れて後宮百川の勧めにて婦女并に后と為る通じ奈良
の遷都御制り山城に遷の遷都と拒しに遷す事を
奈良に遷の孫并命の事を有りきを

陸奥

出羽　出羽　書撰国定郡　自郡　郡名　郡名
三郡三郡本尾張国を出羽国に接国書来信乃織此侍給し
出羽須山越清水出羽国桜桃出る柳村　郡村　郡村
和越後保坂に省秋谷く額　郡柳　郡柳
南部和風伊勢蜂蜜出る
郡名日撰天文道兒小梅遊郡梅荘
梅荘郡郡牛清酒居
三月三日月光清明拉石出一学多紀柳沂墨西陸看花
張西八幡宮羽　小松内府諸大相国宗　平忠度

国立公文書館
National Archives of Japan

女子宝永元年

一 女人ハ世ニてのつひこ位のうへ[illegible]

ハ夜夏のてしまと新世を終すとき女ハちぶくまに弟子と

なるよ海仏をあへのすよ[illegible]

四月桜会の後ゆみてば

一 さくら ひくわうと しるのうへ きゆ[illegible]うすい さくを えを

ものと やう さくら あく こすめ きらく ひえ そそぐ

うやうの三月ゆ[illegible]

一 桜のあるをとをくとをくとうハ桐の木をせんどわらひてし

一 鶯あらうぶしてあるわをとを草 こうはん びやくしゆ二味

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一川芎と称してそうしゃ艾葉の葉一けをもきさらまあし
べしこの日数のうちをこしらへくしゃ芋ぐいと懐姙
なりうごうとんいくいひにんまあらどこ病し
一ふまき端まて艾をもぐ葉ますらをどのむべし懐の
うちをきりよりてこむ事あらばこれ懐姙心病しまけきハ
懐姙よあらじこ病し

懐姙のうち人参あくい食し事

一鯨のあぶらと鯉鮒と合てれば胎産をたすけ
一鯨と糯米とくひ合て食ひしかとすまとし
一鶏子と米粉とくい合て食ふべしとうしけり
揉

一雀と麻しのこと合てもこひしかしてかとうしこ
一蟹蛸とくいに揉ものとくい一茎とくいに揉ものとる
一美芹とくいに搗多きこあとうし一茎とくいに揉ものとる
一鯨ふとと乾魚とくひ合てひしかしこ産とし
一螺肉とくいに揉ものと一茎とくいに項強きこあとうし
一豆腐と蓮芹とくいに揉ものとつるとのく
一雀と豆腐とくいに合てひしかしこ黒霧とし
一鯉鮒のくいに揉ものとくいに消毒
一大風大雨雷地震仏像の中へ入て懐姙
べしこと消毒しこひしかしこ合てみしかし

一　ゆうて懐紙ふぶ[illegible]
一月めとうの[illegible]
にて少動のうけこ[illegible]
仮書ふ物流のごくにて[illegible]
[illegible]
一　[illegible]
一　[illegible]
一　[illegible]
一　[illegible]
一　[illegible]

一　[illegible]
一　[illegible]
一　[illegible]
一　[illegible]

元服ちかき人の
一 手水　ひとすまの白　ともむ　その性
しりんごのしたぐち
くらけ　ちひさくとめくき
一 作りの所
一 海を渡ること　海をたゝかのうちにてはら
とも　海をたゝかしよりて海をたゝこと　ちかすぎ
みこの貝　ひとやめくとくのめぐ　手元
ちりく
一 ちもものまこのあ　ひま伊勢ちとたゝ　あき
作ってちちて元服のまもむべしちのもしけりく

伊勢ちふとくぐきこんまとハ人尹生左力ともむけるじバ
神ちてしもちの程ありぐきまし
一 熊野よりく後鳥とりでおろせひちてとの
一 元服のあのもの方ちたるとぐのあすむぎつ物ちにて
三姫谷ちまどいりおちの作元ちてもちのもひまれく
一 手元ちこの鳥の中ちる揺ちくこ三ちたてもし
一 ちとくぐしちたくいぐさハちてけちてのの内ちのち
ちのちき少谷ちちちよ汁ちちしちのあとに塩をぬまバ
元ちてちちちくひくちのくちちあ海ちとちちハちくと
元ちてちちちせいまちもしでし

しきまくのこと

一　[illegible]年[illegible]三十五日めの[illegible]

一　くいぞめ百ヶ日[illegible]四十六日[illegible]

のしぎのうへ[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

のませてもしも腹中の[illegible]

一　腹のはちうあるごとく[illegible]

腹ちのく腹風[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

○[illegible]

[illegible]

妻角のなくなりて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan